

令和9年度奈良県立高等学校入学者 通信制課程選抜・通信制課程二次選抜実施要項

令和9年度奈良県立山辺高等学校における通信制課程の入学者選抜については、この要項に基づいて実施します。

1 応募資格

応募資格は、「一次選抜実施要項」の1応募資格(1)に準じます。

2 選抜の種類

通信制課程選抜及び通信制課程二次選抜の枠組みで実施します。

3 募集人員

募集人員は、「令和9年度奈良県立高等学校入学者募集人員」に定めます。ただし、通信制課程二次選抜は、通信制課程選抜で定員に満たなかった場合に実施します。

4 出願の制限

- (1) 同時期に実施される奈良県内の公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考への出願者は、出願できません。
- (2) 出願後、志願の取消しはできません。
- (3) 公立高等学校の入学者選抜及び県立特別支援学校の入学者選抜・選考に合格した者は、出願できません。
- (4) 保護者とともに奈良県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（「**県外居住者及び県外中学校卒業者等の奈良県立高等学校への志願手続要領**」の6参照）が必要です。
- (5) 高等学校（高等専門学校、中等教育学校後期課程及び特別支援学校高等部を含みます。）に在籍している者は、出願できません。
- (6) 併設型の中学校に在籍しており、併設の高等学校に入学する予定の者は、出願できません。

5 出願手続

- (1) 出願受付期間は、次のとおりです。

選抜の種類	出 願 受 付 期 間
通 信 制 課 程 選 抜	令和9年2月8日（月）午前9時 から 令和9年2月19日（金）午後3時 まで
通信制課程二次選抜	令和9年3月9日（火）午前9時 から 令和9年3月10日（水）午後4時 まで

- (2) 志願者は、出願受付期間内にWeb出願システムにより、奈良県立山辺高等学校長へ出願してください。
- (3) Web出願システムで中学校長が承認した時点で出願確定となり、それ以降は志願の取消し、出願先の変更はできません。
なお、通信制課程への志願者は、入学考査料の納入を要しません。
- (4) 通信制課程選抜への出願時に実施検査の種類（作文又は面接）を選択してください。ただし、面接を選択した場合でも、「自己アピール文」の提出は不要です。
- (5) 出願手続が完了すると受検票が発行されます。志願者は、ダウンロードして、A4判普通

紙（白）にモノクロ（白黒）又はカラーで印刷してください。

6 調査書等の提出

調査書等の提出は、「一次選抜実施要項」の6 調査書等の提出(1)、(2)、(4)及び(5)に準じます。

なお、中学校長は、出願者に関する書類を、出願した高等学校長に下記により提出してください。ただし、郵送の場合は、通信制課程選抜においては令和9年2月19日（金）午後3時まで、通信制課程二次選抜においては令和9年3月10日（水）午後4時までに到着のものに限ります。

選抜の種類	提出期間
通信制課程選抜	令和9年2月8日（月）午前9時から 令和9年2月19日（金）午後3時まで
通信制課程二次選抜	令和9年3月9日（火）午前9時から 令和9年3月10日（水）午後4時まで

提出書類

ア 調査書（様式1）

イ 副申書（様式3）（「調査書及び学習成績一覧表等作成要領」の1 調査書(5)キに該当する出願者についてのみ必要）

7 検 査

(1) 通信制課程選抜の検査は、令和9年2月25日（木）に、奈良県立山辺高等学校で実施します。日程の詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

なお、通信制課程二次選抜の検査は、実施しません。

(2) 検査は、作文又は面接（50点満点）を実施します。詳細については、「入学者選抜概要」に示すとおりです。

(3) 受検に必要なもの（持参品）

受検票、筆記用具、上靴

(4) 検査時に所持、使用してはいけないもの

辞書機能・通信機能付きの用具等、検査内容に関わる文字や柄のある用具類、スマートフォン・携帯電話等の通話・通信機能がある情報端末、その他検査に不要なもの

(5) 受検上の留意事項

ア 検査開始の時刻までに入室しない場合は、原則として受検を認めません。

イ 検査中、受検票は必ず机の上に置いてください。

ウ 通話・通信機能がある情報端末の検査会場への持込みは禁止です。スマートフォン・携帯電話等を所持している場合は、集合時の指示に従ってください。

(6) 通信制課程選抜において、検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

8 入学者の選抜

(1) 奈良県立山辺高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜を行ってください。

(2) 通信制課程選抜において、奈良県立山辺高等学校長は、次の資料Ⅰから資料Ⅲに基づいて選抜を行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点（144点満点）

資料Ⅱ： 検査成績

作文の得点又は面接の得点

資料Ⅲ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

(3) 通信制課程選抜において、奈良県立山辺高等学校長は、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に可否の判定を行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅲを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、可否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰと資料Ⅱとを合計し、合計点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅲ等を考慮して総合的に行ってください。

(4) 通信制課程選抜においては、出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

(5) 通信制課程二次選抜において、奈良県立山辺高等学校長は、次の資料Ⅰ及び資料Ⅱに基づいて選抜を行ってください。

資料Ⅰ： 調査書成績

学習成績の合計点（144点満点）

資料Ⅱ： 調査書のその他の記載事項

調査書の「学習活動の記録」、「特別活動の記録」、「行動の記録」及び「スポーツ・文化活動等の記録」

(6) 通信制課程二次選抜において、奈良県立山辺高等学校長は、次のア及びイにより、生徒の優れている点や長所を積極的に評価して、総合的に可否の判定を行ってください。

ア あらかじめ高等学校長が定めた基準に基づいて、資料Ⅱを精査し、その内容が顕著であると認められる者については、可否の判定において、配慮してください。

イ 原則として、受検者ごとに資料Ⅰの得点の多い者から順に合格としますが、その際、資料Ⅱ等を考慮して総合的に行ってください。

9 合格発表

次の各選抜の合格発表日時に、Web出願システムにより本人に通知します。

選 抜 の 種 類	合 格 発 表 日 時
通 信 制 課 程 選 抜	令和9年3月8日（月）午後2時
通信制課程二次選抜	令和9年3月12日（金）正午

10 そ の 他

(1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、奈良県立山辺高等学校長に連絡をとり、欠席届（様式8）をWeb出願システムにより速やかに提出してください。

(2) 合格した場合は、必ず入学するものとします。

(3) 中学校長は、身体に障害がある等、受検の際に特別の配慮が必要と判断される生徒がいる

場合には、高校教育課長に事前に連絡の上、協議してください。その後、高校教育課長宛てに書面で申し出てください。

なお、中学校長から高校教育課長への事前の連絡は、急な入院やけが等の場合を除き、令和8年12月25日（金）までとします。

- (4) 中学校長は、被災等により既に奈良県内に避難しているが奈良県内に住民票を異動することができない生徒がいる場合、出願までに高校教育課長に申し出てください。
- (5) 在籍校の校長は、学校教育法施行規則第95条第5号の規定により奈良県立高等学校入学者通信制課程選抜又は奈良県立高等学校入学者通信制課程二次選抜に出願を希望する者がいる場合、令和9年1月18日（月）までに奈良県立山辺高等学校長に申し出てください。
- (6) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、奈良県立山辺高等学校長に提出してください。
- (7) この要項に定めるもののほか、必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、奈良県教育委員会が別に定めます。